

海岸漂着物対策推進会議（第3回）

平成24年3月23日

海岸漂着物対策推進会議（第3回）

平成24年3月23日（金） 13：30～14：36

環境省 第1会議室

議 事 次 第

【議 題】

1. 「海岸漂着物対策推進会議の設置について」の改正について
2. 第5回海岸漂着物対策専門家会議の結果について
3. 漂流・漂着ごみに関連する平成24年度政府予算案及び東日本大震災に係る関係省庁の関連施策について
4. 東日本大震災による洋上漂流物への対応について
5. 海岸漂着物処理推進法の施行状況について
6. 地域グリーンニューディール基金（海岸漂着物地域対策推進事業）の執行状況について
7. その他

【資料一覧】

- | | |
|---------|-------------------------|
| 資料1 | 海岸漂着物対策推進会議設置要綱（改正案） |
| 資料2 | 第5回海岸漂着物対策専門家会議結果概要 |
| 資料3-1 | 沖縄の離島における廃棄物処理施設の整備について |
| 資料3-2 | 治山事業 |
| 資料3-3-1 | 漁場漂流・漂着物対策促進事業 |
| 資料3-3-2 | 漁場復旧対策支援事業 |
| 資料3-4 | 海岸部局における漂着ゴミ等に係る対策について |
| 資料3-5 | 漂流・漂着物対策に資する経済産業省の施策 |
| 資料3-6-1 | 河川における漂流・漂着ゴミ問題への取組 |
| 資料3-6-2 | 海洋環境整備事業の概要 |
| 資料3-7 | 気象庁における漂流・漂着ゴミ問題に関連する取組 |
| 資料3-8 | 海上保安庁の24年度漂流・漂着物施策 |
| 資料3-9-1 | 環境省による漂流・漂着ごみ問題への主な取組 |

- 資料 3-9-2 東日本大震災に係る海洋環境緊急モニタリング調査
- 資料 3-9-3 災害廃棄物処理事業の概要
- 資料 3-9-4 循環型社会形成推進交付金の概要
- 資料 3-10 漂流・漂着ごみ対策関連予算とりまとめ
- 資料 4-1 東日本大震災による洋上漂流物への対応
- 資料 4-2 緊急海洋表層環境モニタリング調査の概要
- 資料 5 海岸漂着物処理推進法の施行状況に関する調査結果
- 資料 6 地域グリーンニューディール基金の執行状況

午後1時30分 開会

○森環境省海洋環境室長 それでは、定刻になりましたので、第3回海岸漂着物対策推進会議を始めさせていただきます。

私は、環境省水・大気環境局水環境課海洋環境室長の森と申します。この会議での進行役を務めさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

まず、議長であります、鷺坂環境省水・大気環境局長よりあいさつをお願いします。

○鷺坂環境省水・大気環境局長 環境省の水・大気環境局長の鷺坂でございます。本日は、大変お忙しい中、海岸漂着物対策推進会議にご出席いただきまして、ありがとうございます。また、関係各省庁におかれましては、日ごろから海岸漂着物処理推進法の理念に基づき、海岸漂着物対策の推進にご尽力いただいていることを、この場をかりてお礼を申し上げたいと思います。

さて、平成21年9月に第1回の推進会議が開催されまして、一昨年4月に第2回の会議を開催したところでございます。しかしながら、昨年3月11日に発生しました東日本大震災の影響により、昨年度は実施できなかったということでございますが、今回で第3回目の推進会議の実施ということでございます。

前回は、基本方針の閣議決定直後ということでございましたが、その後、法律と基本方針に基づいて、各都道府県において地域計画が作成され、海岸漂着物対策の推進をしていただいているところであります。海岸漂着物対策を引き続き実効性と継続性を持って推進していただくためには、今後とも国として施行状況を把握しつつ、適切な対策を行っていくことが必要と認識しております。また、地域グリーンニューディール基金につきましても、平成23年度までということで、財政上の措置が今後どのような形になるかを含め、地域における持続可能な体制構築に向け、国として適切な対策を講じていくことが重要と考えております。

さらに、東日本大震災により流出した災害廃棄物につきまして、政府全体としての取り組みを進めているところでありますが、一刻も早い復旧・復興のため、今後とも取り組みを継続していく必要があると考えております。

本日は、このような法律の施行状況、地域グリーンニューディール基金の活用状況、こういったことをご報告するとともに、関係省庁より平成24年度の政府予算案、東日本大震災により流出した災害廃棄物に関する取り組みについてご報告をいただくことになっております。関係省庁の皆様には、今後とも漂着物対策へのご協力を賜りますようお願い申し上げまして、私からの冒頭のごあいさつとさせていただきます。本日は、どうかよろしく願いいたします。

○森環境省海洋環境室長 それでは次に、本日の配付資料の確認をしたいと思います。

まず、お手元の資料をご確認願いたいと思いますが、資料1が海岸漂着物対策推進会議設置要綱でございます。続きまして、資料2が第5回海岸漂着物対策専門家会議結果概要、資料3-1から、3-9-4までであると思いますが、各省庁から出されている予算の概要でございます。それから、資料3-10、これが政府予算案の取りまとめた一覧表というか、3枚紙ということでまとめてあるものがございます。それから、続きまして資料4-1、資料4-2でございますが、東日本大震災による洋上漂流物への対応ということでございます。それから、資料5、これが海岸漂着物処理推進法の施行状況に関する調査結果というレジюмеになっています。それから、資料6、地域グリーンニューディール基金の執行状況ということでございます。

不足分がありましたら、事務局のほうにお申し付けいただければ、お持ちいたします。

それでは、議長である鷺坂局長に今後の議事の進行をお願いいたします。

○鷺坂環境省水・大気環境局長 それでは、早速議事に移らせていただきたいと思います。

議題につきましては、まず議題1、「海岸漂着物対策推進会議の設置について」の改正についてということと、第5回海岸漂着物対策専門家会議の結果について、事務局より説明をお願いします。

○森環境省海洋環境室長 それでは、お手元の資料1及び資料2を使いまして、ご説明をいたしたいと思います。

まず、お手元の資料1でございます。推進会議の設置についてでございますけれども、関係省庁の組織改編に伴いまして、名称が変わったということがございます。それで、組織につきまして、国土交通省の河川局が水管理・国土保全局というふうに改められましたので、その部分を修正いたしております。

それから、1枚めくっていただいて、別紙のところでございますが、海岸漂着物対策推進会議の幹事会というところがございますけれども、文部科学省のところ、男女共同参画学習課長と、新しい組織になっておるということでございます。

それから、国土交通省につきましては、先ほど申し上げていましたとおり、水管理・国土保全局というふうに改めさせていただいております。

それから、環境省の部分でございますけれども、水・大気局の水環境課海洋環境室長ということで、以前は地球環境局の環境保全対策課が事務をやっておりましたが、組織改編によりまして、海洋環境室長がやるということになっております。以上でございます。

続きまして、資料2でございますが、第5回の漂着物対策専門家会合、これは去る3月13日に

専門家にお集まりいただいて、海岸漂着物処理推進法の施行状況、また地域グリーンニューディール基金、それから東日本大震災に係る関係省庁の関係施策等について、ご報告した上で議論をしていただいたということでございます。

それで、1枚めくっていただくと、表になっておりますが、指摘事項ということでもあります。地域グリーンニューディール基金の配分を受けていないところもあるが、その背景や配分を受けていない県の対策も把握すべきであるということ指摘されたところございまして、それにつきましても、今後情報の収集をしていくということにしております。

それから、関係者が情報交換を行う場を設けるべきということにつきましても、今後そういった場をつくっていくということで検討を行っているところでございます。

それから、各都道府県における地域グリーンニューディール基金事業の具体的な内容を整理すべきということで、これは今年度いっぱいということなので、これから整理をしてまとめるということにしております。

それから、海岸漂着物処理推進法の進捗状況について、今回の資料で都道府県の取組の進捗となっておりますが、国の取組の進捗状況も整理していただきたいということもございましたので、これにつきましても、こちらで対応したいというふうに考えております。

それから、各都道府県からさまざまな要望・課題が提示されているので、事務局で対応案を加えてほしいということでございます。これにつきましては、今回の会議の資料5において、事務局案としてつけております。

それから、海岸漂着物処理推進法及びグリーンニューディール基金による対策の中間的な評価をお伺いしたいということでございますが、法の制定によって処理すべきものが明確になったというふうなことを、会議ではご報告を申し上げました。

それから、財源について、せっかく設定した地域計画が実効性のあるものにならない、今後、財政措置について早目に方針を決めていただきたいということございまして、確かに、グリーンニューディール基金が今年で一応終了することなので、今後について積極的に財源等を考えていく必要があるというふうに思っております。

それから、関係省庁からは、東日本大震災によって流出した漂流・漂着物、海底ごみ等に対する取り組みについて報告をして、了承を受けたということでございます。

以上が専門家会議の概要でございます。

○鷺坂環境省水・大気環境局長 はい、ありがとうございました。それでは、初めに資料1でございます。

本申し合わせの改正案ということでございますが、何かご意見等ございますでしょうか。

(なし)

○鷺坂環境省水・大気環境局長 よろしいですか。それでは、異議なしということで、本案の改正につきましては、承認されたということとしたいと思います。

続きまして、資料2でございますけれども、専門家会議の結果概要ということでございますが、何かご質問等がありますでしょうか。

(なし)

○鷺坂環境省水・大気環境局長 よろしいでしょうか。もし、また後でお気づきになれば、そのときに、また適宜ご発言いただければと思います。

それでは、引き続き議題3、漂流漂着ごみに関連する平成24年度政府予算案及び東日本大震災に係る関係省庁の関連施策についてということで、まず初めに、事務局から説明をお願いします。

○森環境省海洋環境室長 まず、資料のほうでございますが、3-10を先にご覧いただきたいと思います。

漂流・漂着ごみ対策関連の平成24年度政府予算案、それから平成23年度通常・補正予算のとりまとめということになっております。

それで、いろんな各省の予算を大体、大きくくりにして、3枚の紙、5ページにまとめたというものでございまして、まず大きく分けますと、状況の把握ということで、気象庁の予算があるということと、あと2番目の発生源対策ということで林野庁、水産庁、経産省、国土交通省、それから海上保安庁と、環境省の予算がありますということでございます。

それで、次のページの3番で、被害が著しい地域への対策ということで、特に、地方公共団体等の対策に対する財政支援等ということで、国土交通省とか、農林水産省、それから水産庁、それから環境省、内閣府というところの予算がございまして。

それで、また1枚めくっていただきまして、国による調査・事業ということでございまして、これにつきましては、海上保安庁と、あと環境省がこれらの予算で実施をしているということでございます。

それから、次のページで、技術開発ということで、環境省の予算で競争的資金を使ってやっている。

それで、最後に参考として、先ほどから話題に上っている地域グリーンニューディール基金、今年度で終わりなのですが、実のところ24年度、一部道県におきましては、延長という形で事

業を実施することができるようになっております。

以上で終わります。

○鷺坂環境省水・大気環境局長 ありがとうございます。それでは、引き続き、関係省庁より、説明をお願いしたいと思います。

初めに、内閣府の沖縄政策担当の方、お願いしたいと思います。

○内閣府政策統括官（沖縄政策担当）代理（照屋企画担当専門官） すみません、私は代理で参加させていただいていますので、簡単にご説明させていただきます。

沖縄の離島における廃棄物の処理施設の整備についてでございます。沖縄の観光資源である恵まれた環境資源の活用と県民の生活環境の向上を図る上で、漂着ごみを含むごみの適正処理、資源ごみのリサイクル等は重要な課題であるということでございます。内閣府におきましては、離島を含む沖縄県の市町村に対して、ダイオキシン対策に即したごみ焼却施設の整備や、基準に適合した最終処分場の整備を進めているところでございます。

離島における整備状況につきましては、焼却施設14市町村19島、最終処分場12市町村12島、それと離島における整備予定に関しましては、焼却施設、3市村3島でございます。

以上でございます。

○鷺坂環境省水・大気環境局長 ありがとうございます。では引き続きまして、3-2でしょうか、林野庁からお願いしたいと思います。

今はまだ到着されていないということですので、引き続きまして、3-3-1以下、水産庁からお願いします。

○水産庁次長代理（内海漁場資源課長） 資料3-3-1でございますが、漁場の漂流・漂着物対策促進事業ということで、現在、漁場では無数の漂流物の流入とか、滞留・堆積がございまして、深刻な問題となっておるといようなことから、この事業では、漂流・堆積物の回収を安全・効率的に実施する体制の確保や漁業者の負担の軽減のために、この事業を措置してございます。

この事業の内容は、二つございまして、一つは、(1)にございますが、漂流・漂着物発生源対策等普及事業ということで、漁業系の資材のリサイクル手法の技術開発の成果の普及とか、あるいは使用済漁業系資材の実態の把握、またさらには漁業系資材廃棄物を燃料として活用するための技術開発を行うというものでございます。

それからもう一つは、漁場漂流・漂着物対策促進事業としまして、漁場におきまして内容物が不明な容器等の漂流物がある場合には、漁場からの回収・処分を専門業者に依頼しまして、

その処分をするための費用の一部を助成するものでございます。

この事業は、補助事業で団体等に補助しているものでございます。

それから、引き続きまして、漁場復旧対策支援事業、3-3-2でございますが、これは今回の震災によりがれきが海中に、漁場に相当な被害をもたらしましたがれきの撤去をするための事業でございます。23年度も1次補正、3次補正で措置しまして、24年度もこのような事業の内容で対応するようにしております。

その事業の内容につきましては、一つは専門業者が回収処理するための事業、(1)、(2)で事業をその専門業者の回収事業をするものでございます。それから、(3)では、操業中に回収したがれきの処理への支援というようなことをするものでございます。それから、(4)としまして、被害漁場環境調査事業ということで撤去後の漁場の回復状況とか、環境負荷状況を把握するための調査事業もこの事業で組んでございます。

この事業の実施期間は今年度と、必要に応じて来年度も行う予定になってございます。

以上です。

○鷺坂環境省水・大気環境局長 ありがとうございます。では続きまして、農林水産省からお願いします。

○農林水産省農村振興局長代理（小林防災課長） それでは、資料3-4でございます。これは国交省、農水省、水産庁、それぞれで予算計上している事業でございます。海岸に漂着した漂着ごみの対策ということでございまして、洪水、台風等で海岸に漂着した流木、ごみ等を除去する活動に対して支援するというものでございます。

昨年は、東日本大震災以外でも相当の自然災害が発生いたしまして、台風6号、12号、15号によって、相当の流木その他の漂着ごみが海岸に漂着したというのがございまして、それぞれの省庁で災害関連事業というのを予算で、枠で確保しておりますので、そこから機動的に使っているというものでございます。

先ほど、環境省さんのほうでおまとめいただきました資料3-10のところに紹介がありますが、ちょっとページがないのですが、2枚目というか、1枚目の裏に、3で被害が著しい地域への対策というのがございますが、その一番下のところにこの事業を紹介させていただいております。

災害復旧の中に、災害関連事業というのがございまして、災害復旧とあわせて行える事業でございます。その事業メニューを活用いたしまして、今申し上げたような、漂着流木等への対策を講じているというものでございます。

以上です。

○驚坂環境省水・大気環境局長 ありがとうございます。それでは、引き続きまして経済産業省からお願いします。

○経済産業省産業技術環境局長代理（沖瀧越境移動管理官） 資料3-5でございます。当省では、発生源抑制という観点で施策を展開してございます。平成24年度は前年度に引き続きまして、容器包装リサイクル法に基づく排出抑制の促進ということで、具体的には容器包装から発生する廃棄物の抑制に向けて、民間等の取り組みを調査しつつ、また必要において容器包装リサイクル法の見直しに向けた課題の抽出を行うという予定にしております。

また、これは各年ともですが、関係省庁、8省庁と3Rの普及啓蒙を鋭意展開しているところでございます。

以上です。

○驚坂環境省水・大気環境局長 ありがとうございます。では、引き続きまして、国土交通省からお願いします。

○国土交通省水管理・国土保全局長代理（五十嵐海岸室長） 資料3-6-1でございます。あわせて、資料3-10の2ページ目、一番上に「直轄河川における漂流・漂着ごみ問題への取組」とございますけども、あわせてご覧いただけたらと思います。

資料の3-6-1でございまして、発生源対策ということで、河川に捨てられたごみ、不法ごみであるとか、立木、立っている木であるとか、そういうものの処理ということで、直轄河川を中心に取り組みをご紹介させていただきたいと思っております。

主な取り組み、3本柱で実施しておりまして、連携体制の強化、それから啓発、それから河川管理の強化ということで、連携体制の強化につきましては、水質汚濁防止連絡協議会という、自治体であるとか、河川の利用者であるとか、いろんな方が入った協議会がございますので、その場を利用して、関係機関が連携を強化しながらパトロール等の取り組みを強化することが一つ。

それから、啓発活動としましては、ゴミマップであるとか、そういうものをつくりまして、環境教育、清掃活動等に活用していただいているということ。

それから三つ目、河川管理の強化ということで、まず投棄させない環境づくりという意味での河川パトロールの強化、それから、河道内の樹木の伐採、発生源にならないうちの伐採ということを強化しているということで、全直轄一級河川、109水域でございますけども、すべての水系でこういう取り組みを鋭意実施しているということでございます。

予算につきましては、資料3-10に書いてございますように、河川事業費の中の内数ということで、河川維持事業費を活用しまして実施しているということでございます。

それから、資料3-6-1の裏に移っていただきまして、東日本大震災を受けた取り組みということで、下のほうに写真を載せてございますけれども、津波が河川を遡上して、いろんなごみ、あるいは流木であるとか、そういうものの堆積が見られたということで、もちろん河川管理上の要請もございますけれども、これらのごみが海にまた戻って発生源にならないようにということで、速やかな撤去について取り組んだということで、特に宮城県内の6河川、直轄河川でございまして、これらのごみの撤去、漂着ごみの撤去というのを速やかに実施したということでございます。

説明は以上です。

○驚坂環境省水・大気環境局長 ありがとうございます。引き続き、お願いします。

○国土交通省港湾局長代理（小池港湾環境政策室長） それでは、港湾局のほうからは、資料3-6-2を用いて説明させていただきます。

予算につきましては、今までご覧いただいている資料3-10の1枚目の裏側のほうに、今、河川のほうからの1事業がございましたが、その下のほうに港湾関係の漂流ゴミや油の回収という事業が載っております。港湾事業の回収費のうちの内数ということで表記しております。

中身についてでございますが、まず、3-6-2の資料を見ていただきたいんですが、表のほうに、私どもが取り組んでいる海洋環境整備事業、この中で主に活躍している海洋環境整備船、全国で11船配備しておるところでございますが、この概要についてまず説明させていただきたいと思っております。

国交省のほうの設置法の中で、海洋の汚染の防除という業務がございまして、それを受けて、私ども港湾局のほうではこのような船を配備して、特に閉鎖性水域、東京湾ですとか伊勢湾、大阪湾、こういった閉鎖性水域での活動を主にしているところでございます。

資料の左のほうに、日本地図がございまして、全部でこれ、11隻を配備している様子がわかるかと思っております。青色で塗っている部分が、通常の担務海域でございます。この青色の部分以外に環境整備船が、じゃあ行けないかということではなくて、例えば、先般の東北での津波による大規模な漂流物の回収、これには事業指定をして東北の海域に行ったことがございます。

これはまた後ほど、裏のページをもって説明させていただきたいと思っておりますが、これらの船で、11隻で大体年間6,000～7,000立米のごみを回収しております。決して、総量としては大きくないんですが、ただ大きな流木ですとか、1個あるだけで、航行する船舶の安全性を阻害す

とを計画しております。

以上でございます。

○鷺坂環境省水・大気環境局長 ありがとうございます。それでは、引き続きまして、海上保安庁の方から。

○海上保安庁警備救難部長代理（七尾環境防災課長） 海上保安庁でございます。本来であれば、警備救難部長がこの席に参るべきでございますけれども、事案対応等がございまして、私、幹事メンバーであります環境防災課長でございます。よろしくお願いいたします。

資料3-8ですけれども、海上保安庁の24年度漂流・漂着物施策と、タイトルを付してございます。1番目といたしましては、ここにありますように、一般市民の方々への海洋保全思想の普及を目的とした漂着ごみ分類調査と。これは、その中に記載がございまして、海洋環境保全のための啓発活動の一環として、ボランティアな活動、一般市民の方々による活動に対して、関係海上保安部署から参加し、それに協力するという動きでございます。

平成23年度は、ここにありますように、52カ所、6,500名ほどの参加による分類調査に協力をしたところでございます。

大きな2番ですけれども、大規模漂着状況の原因調査でございます。これは、まさにここに記載がございまして、同一の排出源からのものと思われる大量の漂着物が認められる場合がございます。そういう場合に、関係の地方自治体等と連携して、漂着状況を調査いたします。それから、排出源、排出原因の特定。根拠法といたしましては、いわゆる海洋汚染防止法でございますが、事件・事故の両面から調査を実施いたしまして、関係自治体への情報提供、地域住民への注意喚起等を行う形になっております。

ちなみに、平成23年度は、ここには記載してございませんが、廃棄物の海洋への不法投棄に係る指導及び取り締まりの送致件数ですけれども、23年度、111件でございます。年によっては、200件近くいくこともございますし、まあ100件台が通常でございます。海洋汚染防止法に基づいてやっております。

さらに、ここに文言では書いてございませんけれども、組織・定員関係で、24年度の動きといたしまして多少ご紹介申し上げますと、各管区本部、11の管区本部がございまして、北海道から沖縄まであるのですけれども、塩釜に拠点をもちます第2管区海上保安本部の中に、環境防災課という課を設置することにいたしました。今回の震災にも、もちろん深く関わるエリアでございまして、これまで3管区、4管区、5管区等々、順繰りに整備してきておりますけれども、このたびは第2管区、塩釜の第2管区に課を整備いたしました。さらには、地域防災対策官

という官でございますが、これを全国の海上保安部署に設置する動きを行っております。

以上でございます。

○鷺坂環境省水・大気環境局長 ありがとうございます。それでは、先ほどちょっと飛ばしましたけれども、資料3-2かと思いますが、林野庁からお願いします。

○林野庁次長代理 本来であれば、林野庁次長が出席してご説明するところでございますけれども、業務の都合で来られません。また、名簿にある井上も来られませんので、私、代理の鈴木から説明させていただきます。

資料3-2でございますけれども、漂着物に関する施策といたしましては、主な内容の1番にある、津波等に備えた海岸部の対策という中にあります。東日本大震災で、海岸の防災林が甚大な被害を受けましたが、一部壊滅的な被害を受けなかったところにつきましては、海岸防災林が漂着物を捕捉したところがありました。

この漂着物について、防災林造成事業の中で木の植栽等とあわせて処理していくこととしております。

私からは以上でございます。

○鷺坂環境省水・大気環境局長 ありがとうございます。それでは、引き続きまして、環境省からお願いします。

○森環境省海洋環境室長 お手元の資料3-9-1に基づきましてご説明をさせていただきます。

まず、平成21年度補正予算というところで地域グリーンニューディール基金事業ということでございますが、これは60億の予算で、21年から23年、今年度いっぱいということで、先ほどちょっと申し上げましたとおり、震災によりまして影響を受けた地方自治体については、24年度も事業の実施が行えるということでございまして、現在、沖縄とか、鹿児島、北海道等、幾つかの道府県から延長の申請が出ているという状況でございます。

それから、平成24年度、政府予算案のほうでございますか、漂流・漂着・海底ごみに係る削減方策総合検討事業費というところでございますが、これにつきましては、日本に漂着するごみの量がどれぐらいなのかということと、発生源について、さらには、日本から出たごみが国外にどういうふうに出ていくかということとか、あとその対策について、検討を行う予算ということでございまして、今月の初めに震災により発生したごみが約500万トン流れたと、そのうちの150万トン程度が漂流ごみであるという公表をいたしましたけれども、その検討を行ったのはこの予算に基づいてでございます。

それからあと、災害等廃棄物処理事業費補助金と循環型社会形成推進交付金、それから不法

投棄等の未然防止及び拡大防止対策の推進につきましては、これは廃棄物・リサイクル対策部のほうの予算なので、私の後から廃棄物・リサイクル対策部のほうでご説明いただきます。

それで、めくっていただきまして、Ⅲのその他国際的な取組でございますが、海ごみ対策としまして、多国間協力といたしましては、日本、中国、韓国、ロシアによる北西太平洋地域海行動計画、NOWPAPと呼んでおりますが、この枠組みにおいて、外務省と連携しながら、海ごみ対策ということで、各国と共同して取り組んでいこうということを進めております。さらに、日中韓の環境大臣会合、TEMMといたしますけれども、ここにおきましても大臣レベルでごみ問題について取り上げて、各国の協力を要請しているというところでございます。

それから、二国間協力でございますが、これにつきましては、廃ポリタンクとか、医療系廃棄物が、特に西日本に大量に流れ着くことがあるということで、そういったことが発生した段階で発生国と思われる、中国、韓国ですが、そういった国に対して状況の把握とか、改善・対処をお願いするというをやっております。

それで、次のページの資料3-9-2でございますが、これは東日本大震災が起こったときに、海洋への影響ということで、海洋に有害物質等が流れ出ていないかということ进行调查するために、海洋環境緊急モニタリングというのを実施しております。それで、その調査に付随いたしまして、測線に沿った形で、サイドスキャンソナーを引っ張りまして、それで海底に沈んでいるものがあつた場合に、ビデオカメラをおろしまして、それが一体何であるかを調査したということでございます。

それで、実際に9測線調査をしたのですが、ごみ自体はあまり見つからなかったというところで、ここに載せてあります係留索とか、ホームタンク、それからロッカーとか、あと養殖施設の残骸、そういったものがちょこちょこ見つかったというところでございます。

以上でございます。

○驚坂環境省水・大気環境局長 では、引き続き廃棄物・リサイクル対策部。

○伊藤環境省廃棄物・リサイクル対策部長 資料3-9-1の災害等廃棄物処理事業費補助金でございますけれども、平成24年度の予算額として2,960億円というような額になっておりますけれども、まず、この事業でございますが、災害等廃棄物、特に海岸保全区域外の海岸に大量に漂着したごみを含むものを対象にいたしまして、市町村等が収集運搬、そして処分する場合の処理事業に対して支援するものでございます。

予算額については、通常の予算としては2億円なのですが、今回、東日本大震災の関係もありまして、それも含めた額としておりますので、額が2,960億円となっているところでござい

ます。

それで、事業の概要というか、資料3-9-3にポンチ絵をつけておりますので、補助率の関係は、整理しております、そちらをご覧くださいと思いますが、通常の場合は2分の1で、今回、東日本大震災については、50、80、90と、その残額についてはグリーンニューディール基金と、あと地方交付税措置で措置されるような内容になっております。

あと、次に、循環型社会形成推進交付金でございますけれども、平成24年度の額といたしまして548億円というようなものの内数でございます。

これは、市町村が海岸漂着物を含みます廃棄物の処理を行うために必要な廃棄物処理施設の整備に対して支援する事業でございます、平成22年度からメニューに海岸漂着物に係る除塩施設、あと破碎切断施設等の処理施設を追加しているところでございます。そちらの内容については、資料3-9-4につけておりますので、そちらをご覧くださいと思います。

あと、不法投棄等の未然防止及び拡大防止対策の推進ということで、すみません、資料は平成23年度となっておりますが、これは24年度の間違いでございます。780万円の内数というようなことになっております。

それで、この内容でございますけれども、廃棄物処理法に基づく規制強化等を進めるというようなことと、あと、地方自治体との連携のもと、総合的な施策を実施するというようなことで、不法投棄に係る調査とか、あと普及啓発を行う事業でございます。

以上でございます。

○驚坂環境省水・大気環境局長 どうもありがとうございました。引き続きまして、また後ほどご質問とか、ご意見の時間を設けますので、引き続き、議題4に移らせていただきます。東日本大震災による洋上漂流物への対応ということで、海洋政策本部からの説明を願います。

○内閣官房総合海洋政策本部事務局長代理（川村参事官） 内閣官房海洋政策本部事務局でございます。事務局長の小野にかわりまして、参事官の川村よりご説明をさせていただきます。

東日本大震災に伴う津波によりまして、先ほど環境省のほうからもお話がございましたとおり、大量のがれきが発生し、このうちの一部が海の中へ流れ込み、さらに、そのうちの一部が、再度沿岸に打ち上げられたものもあろうかと思っておりますけれども、太平洋上を東に向かって流れていったという事実があるということでございます。発災後、早い時点から、この太平洋上を漂流するがれきについて、いずれ対岸の国、特にハワイ、それからアメリカ本土、こういったところに流れ着くのではないかとといったような懸念、これが内外から示されたところでございます。

このような状況に適切に対応するために、内閣官房の総合海洋政策本部事務局の取りまとめということで、関係省庁の連絡会議を設けまして、これらの対応に当たってきたというところでございます。

具体的には、まず現状をきちっと把握しなければいけないということで、資料の下のほうにございますけれども、環境省での衛星画像の情報の取得、あるいは海上保安庁での航空機による把握、それから水産庁、国土交通省、海上保安庁にご協力をいただきまして、航行船舶等からの情報収集、こういったようなことで、リアルタイムでの情報の収集に当たったところがございます。

さらに、将来的に、対岸の国にどのような形で流れ着く可能性があるのかということ、またそういったことを念頭に置いた外国との情報の共有、あるいは対応の検討ということで、まずシミュレーションをして、そのがれきの漂流の予測をするということで、環境省で予算措置をしていただきまして、京都大学を中心に現在、そのシミュレーションモデルの開発に取り組んでいただいているところがございます。

また、この中間報告等々を含めまして、具体的にアメリカ等との関係国機関との情報共有、あるいは対応の検討ということをあわせて進めている状況でございます。特にアメリカとは既に、相手国としてはNOAAが中心となるという形で、当方の専門家がハワイを訪問するといったようなことも含めて、情報提供と検討を進めている状況にあるということでございます。

以上でございます。

○驚坂環境省水・大気環境局長 ありがとうございます。では、引き続き事務局より。

○森環境省海洋環境室長 ただいまご説明のありました東日本大震災による洋上漂流物への対応ということで、環境省の役割であります、今のシミュレーションにつきましてご説明を差し上げたいと思います。

資料4-2をご覧いただきたいと思いますが、予算としては、約7,000万円の3次補正の予算で実施をしているというところでございます。京都大学にお願いをしてやっております。

それで、シミュレーションということで、震災が起こって、約500万トンが海に出たと、それで、そのうちの、浮いて漂流する物が150万トン程度であるというふうに先ほど申し上げましたけれども、その漂流物が実際、どういうふうな気象条件というか、そういう条件のもとで流れ出ていくかというところを、まずつかまなきゃいけないということでございまして、京都大学がやっておりますモデルを使いまして、地球シミュレーター、コンピュータを使いまして、予測をしていくという方法でございます。

ただ、太平洋の西半分、西側につきましては、我が国に近いということで、非常にデータとか、細かい観測データ等もありまして、細かくシミュレーションができるのですけれども、東に向かっていくに従いまして、ちょっと精度というか、細かさが大きくなるということで、西側につきましては10分の1度、0.1度ごとのメッシュでシミュレーションができますが、東側に行くほど、1度メッシュというような感じでやっていくということでございます。

それで、震災発生時に、アメリカのほうで発表されたシミュレーションがあると思えますけれども、あれは1年後にハワイの上を通過して、西海岸に2年後に向かうというようなシミュレーションが出ていると思えますが、それに近いような形にはなっておりますけれども、我が国がやっているシミュレーションでは、海流、アメリカのやつは海流の予測だけでございまして、日本の場合には、海流とあと、風圧ですね。風による移動という部分も加味して、実際にどれぐらいの速さで向かうのかというところをシミュレーションしているというところでございます。

それで、水に浮く物につきましては、やはり風の影響があるということで、やや早く東側に向かっていくのであろうというようなところでわかっておりますけれども、大体、結果としましては、今月末までにそういったもののシミュレーション結果を出しまして、それでアメリカにも提供をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○驚坂環境省水・大気環境局長 ありがとうございます。それでは、議題3と議題4をあわせて、これまでの説明の中でご質問とか、何かご意見等があればお願いしたいと思います。

(なし)

○驚坂環境省水・大気環境局長 よろしいでしょうか。それでは、引き続きまして、議題5に移りたいと思います。

議題5、海岸漂着物処理推進法の施行状況、及び議題6、地域グリーンニューディール基金の執行状況について、事務局より説明をお願いします。

○森環境省海洋環境室長 お手元の資料5と6を使いまして、ご説明を差し上げたいと思います。

まず、資料5でございます。海岸漂着物処理推進法の施行状況に関する調査結果ということで、1枚めくっていただいて、1ページ目からでございますが、この調査は、平成24年1月末時点のものということで、調査を行っております。対象は47都道府県を対象として行っております。

法の十四条から十六条、それから二十二条、二十三条、二十五条、二十七条に関する事項に

ついて調査を行っておりますが、十四条というのは、地域計画の策定、十五条というのは協議会の組織、それから、十六条が海岸漂着物対策の活動推進員の委嘱ということでございます。それと海岸漂着物対策活動推進団体の指定、その二つがあります。それから、二十二条につきましては、海岸漂着物等の発生状況の原因に関する調査を実施するというようになっております。それから、二十三条は防止措置を講ずるということでございます。二十五条は、民間団体との連携、あと活動の支援、それから安全の確保というところでございます。二十六条では、環境教育の推進、二十七条は、啓発活動ということとなっております。

めくっていただいて、まずは地域計画の策定でございます。これにつきましては、47都道府県のうち、21の自治体で策定が行われており、予定しているのが、さらに15自治体あるということで、トータルでは36となります。

昨年はこの会議がなかったのですけれども、昨年の段階では、まだ数としては二つしかなかったものですから、この間に、大分計画の策定が進んだというふうに言えると思います。

続きまして、3ページでございますが、協議会の組織状況ということでございます。組織済みとしたのは23自治体ありましたということで、これから予定しているを含めると25あるということでございます。

それで、もともと海岸がないとか、地域計画をつくらないというところがあるので、協議会の策定としては、この程度というふうに感じられます。

続きまして、4ページ目でございますが、協議会の開催状況でございます。開催は定期的に行っているところ7、不定期に行っているところが16であったということです。開催としては1回程度というところがメインであろうと思われまます。協議会の人数と構成員につきましては、5ページ目でございますけれども、大体10から20、それから20から30というところが多いということなので、10から30人未満、20人台が多いということが言えるということでございます。

それで、構成員でございますが、構成員で一番多いのは、県とか市町村の行政の関係者が一番多かったということでございます。続きまして、NPO法人とか、漁協関係の関係団体の方というのが101、それから行政、国のほうが55、それから学識経験者というふうに続いているということでございます。

続きまして、6ページ目でございますが、協議事項でございますけれども、協議の内容につきましては、地域計画の作成または変更に関する協議というのが一番多くて、すべての自治体では協議会を設置しているすべての自治体では、これについて検討が行われているということ

でございます。

それから、7ページ目でございますが、推進員の委嘱状況でございますが、これにつきましては、三重県の1県だけが委嘱をやったということでございます。学識経験者が3名、民間団体の方が1名と、合計4名ということでございます。

さらに、推進団体の指定状況でございますけれども、これにつきましては、指定した自治体はなかったということでございます。

続きまして、8ページ目でございますが、調査の海岸漂着物の発生の状況及び原因に関する調査の実施状況ということでございまして、34自治体、全自治体の72%が既に調査を実施しているということで、全国的に広く実施されているというふうに言えるかと思えます。

それから、調査の内容でございますけれども、その内容につきましては、海岸漂着物等の量、それから種類に関する調査が一番多かったということで、32の自治体がそれを実施しているということでございます。

それから、10ページ目でございますが、調査結果の今後の活用方法ということで、調査を実施していると回答した自治体に聞いたというところでございますけれども、地域計画の策定のための基礎資料というのが一番多かったということでございます。

それから、回収・処理方法とか、重点区域・調査区域の選定とか、そういったことにも使われているということでございます。

それから、11ページ目でございますが、ごみ等を捨てる行為の防止措置というところでございます。これにつきましては普及啓発、それから監視活動による防止措置というのが多く実施されていたというところでございます。それで、普及活動につきましては、不法投棄防止の看板の設置とか、パンフレット等の配付が多かったということでございます。

それから、監視活動につきましては、監視パトロールということを実施しているところが多かったということでございます。

次のページで、12ページでございますけれども、海岸漂着物の処理に関する環境教育の推進、普及啓発ということでございます。

それで、実施した自治体が27、やっていないところが20と、やや実施しているほうが多いというふうなことが言えるのではないかということです。

それで、次のページ、13ページですが、環境教育普及啓発の実例というところで、では、一体どういうことをやっているのかというところでございますが、27自治体で調査したところ、清掃活動を通して環境教育、普及啓発を行っている自治体が14自治体と、最も多かったという

ところでございます。それから、続いて、パンフレット・テキスト等の作成・配布が12ということで、この辺が多かったのかなということでございます。

それから、14ページ目でございますが、民間団体との連携、活動に対する支援の例でございますけれども、自治体の半数以上、33の自治体が既に連携・支援を行っているというふうな回答を得ているということでございます。

それで、15ページ目ですが、連携・支援の実施例ということでございます。それで、どのようなものが多かったかという、清掃ボランティア活動の連携・支援というのが最も多かったということでございます。それで、資材の提供とか、ごみの回収・運搬、費用の補助等が挙げられるということで、これが25自治体でございます。

続きまして、16ページ目でございますが、安全配慮の実例ということで、これにつきましては、ボランティア活動の保険の加入が最も多かったということで、13の自治体がボランティア活動の保険ということに対して支援をしていますということで回答がありました。

続きまして、17ページ目でございますが、連携が想定される民間団体等ということで調査しておりますけれども、最も多かったのは、NPO等の団体との連携ですね、26の自治体で想定されるということでございました。

それから最後でございますけれども、各都道府県における海岸漂着物処理推進法に基づく各種取組推進に当たっての課題ということでございますけれども、法律、財政措置、発生抑制対策と、大きく分けてございますけれども、発生源が他の都道府県由来のものとは推定される海岸漂着物について、法制度の中でその対策を明確にすることと言われておりますけれども、これは必要に応じて、海岸漂着物処理推進法の19条2項に基づく、国があっせんをするというようなこともあるので、そういったところを通じてやっていくべきではないかというふうに考えているということでございます。

それから、財政措置に関することということでは、海岸漂着物対策全般を対象とした恒久的な財政支援措置を早期創設することというふうに言われておりまして、地域グリーンニューデール基金が今年度で終了するということもありまして、今後どういことができるかということについては、検討しつつ、なるべく早く対応していきたいというふうに考えているところでございます。

それから、発生抑制対策でございますが、発生抑制対策を積極的に国が関与することとか、あと発生源対策を市町村の取り組みだけでなく、国としても実施することということと言われておりますけれども、現在、都道府県向けの発生対策ガイドラインというのを策定すべき調査

を行っているところでございまして、発生源対策のための普及啓発用のパンフレット等も作成しております、こういったことで協力をしていくのかなというふうに考えております。

それから、情報提供でございますけれど、これにつきましても、いろいろ県としては担当者会議を開催する等、いろいろ要望がございますけれども、今後、どのような形で情報共有ができるかというふうな、それぞれと話をしながら決めていきたいなというふうに考えております。

それから、調査につきましても、全国規模の漂着物実態調査を実施するということにつきましては、現存量等を今やっている最中ということでございまして、そういったことを情報提供していきたいというふうに考えております。

それから、国外由来のごみに対してですが、これにつきましても、先ほどの予算のときにもご説明しましたけれども、NOWPAPを活用したり、あと廃ポリタンクの調査につきましては、調査指針というのをつくっておりますので、そういったところで調査しながら二国間で話し合いをしていくということで対応していきたいと思っております。

それから最後に、漂流・海底ごみということでございますけど、これにつきましては、まだ対応等が決まっていないという状況でございまして、環境省では、現在漂流・海底ごみの現状につきましては、影響を把握すべく調査しているということで、これを踏まえて、今後検討していきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、資料6でございしますが、地域グリーンニューディール基金の執行状況ということです。それで、3年間の予算の執行状況をまとめたものでございまして、1枚めくって、1ページ目を見ていただくと、これが全体の予算の使用状況でございまして、平成21年度は約2億、それから22年度は15億、それから23年度で40億円というふうな使われ方をしておりますということで、そのうちの、全体の中で回収・処理がやはり40億円と一番多いというのが見てとれるということでございます。

めくっていただくと、各年度の予算の執行状況でございますけれども、21年度は、回収・処理を、これ比率でございまして、回収・処理よりも、どちらかというところ、地域計画策定、発生抑制対策というところに重点が置かれていたのではないかなというふうなことが見てとれます。それから、22年、23年度になると、やはり地域計画とか、発生抑制対策よりは、やっぱり費用のかかる回収・処理の割合が多くなっていくということで、そういったものに利用されているということでございます。

それから、3ページ目を見ていただくと、これは各年度の都道府県別の色分けでございまして、例えば北海道を見ていただくと、平成21年度は発生抑制対策にお金が使われていて、22年

度になると、それが地域計画策定、回収・処理、それから発生抑制対策と、三つのことにバランスよく、それぞれに使われていると。それで、23年度になると、最終年度は回収・処理に費用が使われているというようなことが見てとれるということでございます。

それで、次のページを見ていただくと、これが回収量でございます、北海道が約5,000トンを超える量を回収しているということで、平成21年度は3,955トン、平成22年度は8,393トン、23年度はまだ集計ができていないのでわからないのですが、こういった回収量になっているということでございます。

それで、5ページ目を見ていただくと、回収量の内訳でございますけれども、21年、22年を通じて最も回収量が多かったのは、流木・木材で、大半が流木であったということであります。それから、回収理由でございますけれども、回収の理由としては、景観上の配慮ということが一番多くて897件。それとあとは海水浴場とか環境影響、それから観光地であるということが理由となっているということでございます。

それで、最後、国からの財政措置に係る関係者からの要望・改善点の提案ということで、地方自治体からあった提案をそのまま書いてありますけれども、全般的に恒久的な財政支援措置が欲しいというふうに言われるので、それにつきましては、こちらとしてもできるだけそういったことができるようにはしたいと考えておりますけれども、なかなか今は厳しい状況でございますので、鋭意やっけていくしかないかなというところでございます。

それから、この中で、補助主体ということで、都道府県によって、それぞれの地方自治体によって海岸漂着物の対応をしているセクションが違います。セクションというか、部署が違うので、海岸とか、河川を管理するところで扱っているところでは、国土交通省さんのほうの予算としてやっていただいたほうがやりやすいというようなことで、こういう要望が出ているということでございます。

それから、漂流・海底ごみを対象とした制度の創設ということもございますけれども、これにつきましては、この法律上は、あくまでも漂着ごみの処理、対応ということなので、今後、課題として漂流・海底ごみについては、何らかのことを考えていかなきゃいけないということになっております。

以上でございます。

○鷲坂環境省水・大気環境局長 どうもありがとうございました。それでは、今のご説明に対しまして、何かご質問とか、ご意見があればお願いしたいと思いますが。

(なし)

○鷺坂環境省水・大気環境局長 それでは、全体の中で、今後どういった運営をしたらいいかも含めまして、何かご質問とか、ご意見があればお願いしたいと思います。

(なし)

○鷺坂環境省水・大気環境局長 よろしいですか。それでは、本日の会議の議題はすべて終了いたしました。

それでは、以上をもちまして第3回海岸漂着物対策推進会議を閉会したいと思います。本日はどうもありがとうございました。

午後2時36分 閉会